

令和6年11月20日

企業会計基準委員会御中

移管指針公開草案第15号(移管指針第9号の改正案)「金融商品会計に関する実務指針(案)」に対するコメント

公認会計士 國見 琢

移管指針公開草案第15号(移管指針第9号の改正案)「金融商品会計に関する実務指針(案)」に対して、下記の通りコメントを提出いたします。なお、当コメントは私見であり、所属する団体等の見解ではないことを予め申し添えます。

記

質問1に対するコメント

まず、金融商品会計基準81-2項において「市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしない」とされているにもかかわらず、なぜ本実務指針案132-2項の要件を満たす組合等の構成資産に含まれる市場価格のない株式についてのみ、時価評価することによって財務諸表の透明性が向上することになるのか、その理由を明らかにすべきである。また、仮に本実務指針案132-2項の要件を満たす組合等の構成資産に含まれる市場価格のない株式を時価評価することによって財務諸表の透明性が向上するのであれば、なぜ時価評価が強制ではなくオプションなのか、その理由を明らかにすべきである。

上記の点が明らかにされないまま本公開草案で提案されている会計処理に同意するか同意しないかを問われても、判断材料が不足して判断できないと言わざるを得ない。

本適用指針案308-3項において「要件(1)は、市場価格のない株式の時価の信頼性を担保するためには、組合等の運営者が市場価格のない株式に対する投資を業として行っている者に限定すべきとの考えから設けた要件である。」との記載があるが、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されない(金融商品会計基準81-2項)中で、なぜ市場価格のない株式の時価の信頼性を担保するためには組合等の運営者が市場価格のない株式に対する投資を業として行っている者に限定すべきとの考えに至ったのかを明らかにすべきである。

現状の記載では、要件(1)を設けたのは要件(1)を設けるべきと考えたからであると言っているに過ぎず、要件(1)を設けるべきと考えるに至った背景情報として不適切であると考えられる。

本実務指針案132-2項において「この場合、評価差額の持分相当額は純資産の部に計上する。」

との記載があるが、「純資産の部」などと曖昧に記載するのではなく、その他の包括利益で認識した上でその他の包括利益累計額（又は評価・換算差額）に計上することを意図しているのであればその旨とその他の包括利益累計額（又は評価・換算差額）の具体的な項目名を記載すべきである。

純資産の部は株主資本と株主資本以外の項目から構成されるものであり、また、株主資本以外の項目にはその他の包括利益累計額（又は評価・換算差額）が含まれるが、その他の包括利益累計額については後に組替調整が必要になると考えられることから、純資産の部の中のどの項目に計上されるのかは非常に重要である。そのため、「純資産の部」などと曖昧に記載するのは適切でないと考えられる。

加えて、その他の包括利益で認識した上でその他の包括利益累計額に計上することを意図しているのであれば、どの時点で組替調整されることになるのかについても明らかにすべきである。

組替調整の時点として、組合等において市場価格のない株式を売却又は減損処理した時点が想定されるものの、このことが本実務指針案やその他の現行の会計基準等からは必ずしも明らかではないと考えられるためである。

以上